取扱説明書　別添

点検整備方式の手引き

ご使用前に本書を必ずお読みください。
取扱説明書は車の中に保管しましょう。

日本トレクス株式会社

目　　次

点検整備について……2

■トレーラを安全にお使いいただくために
■点検整備の種類

点検整備方式……3

■点検整備方式
■定期交換部品
■激しい使われ方をした場合（シビアコンディション）
■長年使用し続けた場合

点検･手入れ……9

■点検整備項目の点検･手入れについて　セミトレーラ編
■点検整備項目の点検･手入れについて　フルトレーラ編

■ トレーラを安全にお使いいただくために

トレーラは、保安基準に適合していることが運行の要件とされており、道路運送車両法では、トレーラの点検整備を行い、常に保安基準を適合させる責任はトレーラの使用者にあると定められています。

従って、トレーラ使用者は日常点検および定期点検を行わなければならないとされています。

トレーラを安全に運行し、寿命や性能を維持するため、法令およびメーカー指定の定期点検は必ず実施してください。

■ 点検整備の種類

日常点検

・使用者または運転者が1日1回、その運行の開始前に行う点検です。

定期点検および弊社が指定する点検整備

(1) 定期点検は、道路運送車両法第48条第1項および自動車点検基準により、自動車の種別ごとに点検時期および点検項目が定められています。

(2) トレーラの各機器の性能を維持するためには、定期点検以外の点検整備も必要です。

■ 点検整備方式

以下に点検項目について示します。

〔記号の意味〕

1）●印および★印：法定項目
日常点検の★印：走行距離、運行時の状態などから判断した適切な時期に行うことで足りる項目を示す。
定期点検の★印：自動車検査証の交付を受けた日または当該点検を行った日以降の走行距離が3月当り2,000km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる項目を示す。

2）○印および◇印：メーカー指定項目
○印：備考欄に記載した適切な時期に行う項目を示す。
◇印：シビアコンディション項目を示す。シビアコンディションについては7～8ページを参照のこと。

3）△印：**使用開始から5年以上経過した**被けん引自動車の場合に点検すべき項目を示す。

4）周知方法：①は取扱説明書、②はメンテナンスノート（整備要領書）を示す。

点検項目			点検時期 被けん引自動車				周知方法			備考
	点検箇所	点検内容	日常点検	1月ごと	3月ごと	12月ごと	点検の実施方法	判定基準	整備の実施方法	
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	●		●	●	①	①	①	連結状態
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	●	◇	●	●	①	①	①	
		ブレーキの効き具合	○		●	●	①	①	①	
		ねじ部の摩耗および損傷			○	○	①	①		ハンドル式駐車ブレーキ車のみ
		駐車ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態	○		○	○	①	①		スプリング式駐車ブレーキ車のみ
	ホースおよびパイプ	漏れ、損傷および取り付け状態	○	◇	●	●	①	①	①	連結状態
	ディスク・キャリパ	機能、摩耗および損傷				○	②	②	②	ディスク・ブレーキ車のみ
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	*○	◇	●	●	①	①	①	連結状態
		機能	○		◇	●	①	①	①	*ブレーキ異常時
	リレー・エマージェンシ・バルブ	機能	○		○	●	①	①	①	連結状態
	（けん引自動車の）空気圧力計	空気圧力の上がり具合	●				①	①	①	連結状態
	ブレーキ・バルブ（リレー・エマージェンシ・バルブ）	リレー・エマージェンシ・バルブからの排気音の状態	●				①	①	①	連結状態
	ブレーキ・カム	摩耗			◇	●	②	②	②	
	ブレーキ・カム・シャフト	摩耗および損傷			◇	○	②	②	②	
	ブレーキ・ドラムおよびブレーキ・シュー	ドラムとライニングの隙間		◇	●	●	②	②	②	ドラム・ブレーキ車のみ
		シューの摺動部分およびライニングの摩耗		◇	★	★	②	②	②	
		ドラムの摩耗および損傷			◇	●	②	②	②	
	バック・プレート	バック・プレートの状態				●	①	①	①	
	ブレーキ・ディスクおよびパッド	ディスクとパッドとの隙間		◇	★	★	②	②	②	
		パッドの摩耗		◇	★	★	②	②	②	ディスク・ブレーキ車のみ
		ディスクの摩耗および損傷			◇	●	②	②	②	
	分離・ブレーキ	エマージェンシ・ブレーキの作動確認				○	①	①		連結状態

点検箇所		点検内容	点検時期 被けん引自動車 日常点検	1月ごと	3月ごと	12月ごと	周知方法 点検の実施方法	判定基準	整備の実施方法	備考
制動装置	ロード・センシング・バルブ	取り付け状態			○	○	①	①	①	連結状態
		機能			○	○	①	①	①	取り付け車のみ
	ドレン・コック	漏れ	○				①	①		
	オートマチック・スラック・アジャスタ	機能		◇	○	○	②	②	②	自動調整式車のみ
	ABS装置	警告灯の作動確認	○			○	①	①		連結状態 ABS付車のみ
		部品の機能確認				○	①	①		
		車輪速センサの作動確認				○	②	②		
		電気配線接続部のゆるみおよび損傷			○	○	①	①		
		コントロール・バルブ（モジュレータ）の作動確認				○	①	①		
走行装置	アクスル	亀裂、損傷および変形			○	○	①	①		
		スピンドルの亀裂および損傷				△	②	②	②	
	タイヤ	空気圧	●				①	①	①	
		亀裂および損傷	●				①	①	①	
		異常な摩耗	●				①	①	①	
		溝の深さ	★				①	①	①	
		ディスク・ホイールの取り付け状態	●				①	①	①	車両総重量8トン以上の被けん引自動車のみ
	ホイール	タイヤの状態			★	★	①	①	①	
		ホイール・ナットおよびホイール・ボルトのゆるみ	◇	◇	●	●	①	①	①	
		ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの損傷		◇	△	●	①	①	①	車両総重量8トン以上の被けん引自動車のみ
		リム、サイド・リングおよびディスク・ホイールの損傷		◇	○	●	①	①		
		ホイール・ベアリングのガタ			◇	●	①	①		
		ハブの亀裂、損傷および変形				△	①	①	①	
		車軸のアライメント				○	①	①	①	
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷		◇	●	●	①	①	①	リーフ・サスペンション車のみ
		取り付け部および連結部のゆるみ、ガタおよび損傷			○	●	①	①	①	
		Uボルトのゆるみおよび損傷			○	●	①	①	①	
		トルク・ロッドの連結部のガタ			○	●	①	①	①	
		スプリングの摺動面の摩耗				○	①	①	①	
	エア・サスペンション	エア漏れ	◇		●	●	①	①		エア・サスペンション車のみ 連結状態
		ベローズの損傷		◇	★	★	①	①	①	
		取り付け部、連結部のゆるみ並びに損傷			★	★	①	①	①	
		スプリング・ピボットのゆるみ並びに損傷			★	★	①	①	①	
		Uボルトのゆるみ並びに損傷			★	★	①	①	①	
		レベリング・バルブの機能				●	①	①		
		レベリング・バルブのロッド取り付け部の損傷			○	○	①	①	①	
		プロテクション・バルブの機能				○	①	①	①	
		ハイト・コントロール・バルブの機能				○	①	①	①	
	ショック・アブソーバ	油漏れおよび損傷			●	●	①	①		取り付け車のみ
電気装置	バッテリ	液量	○				①	①		取り付け車のみ
		ターミナル部の接続状態			○	○	①	①		
	電気配線	接続部のゆるみおよび損傷	○		●	●	①	①		
	灯火装置および方向指示器	点灯または点滅具合、汚れおよび損傷	●				①	①	①	連結状態

点検箇所		点検内容	点検時期 被けん引自動車 日常点検	1月ごと	3月ごと	12月ごと	周知方法 点検の実施方法	判定基準	整備の実施方法	備考
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	●		●	●	①	①	①	連結状態
車枠および車体		ゆるみおよび損傷			●	●	①	①		
		物品積載装置のゆるみおよび損傷			●	●	①	①		
		巻込防止装置のゆるみおよび損傷			●	●	①	①		
		突入防止装置のゆるみおよび損傷			●	●	①	①		
		カウンタウェイト取り付けボルトのゆるみおよび損傷			○	○	①	①	①	取り付け車のみ
連結装置		カプラの機能および損傷				●	①	①		取り付け車のみ
		キング・ピンおよびルネット・アイの摩耗、亀裂および損傷	○		○	●	①	①	①	
		キング・ピン取り付け部の損傷	○		○	●	①	①	①	
		ルネット・アイ取り付け部のゆるみ	○		○	●	①	①	①	
運行中の異常箇所		当該箇所の異常	●				①	①	①	
その他		シャシ各部の給油脂状態		◇	●	●	①	①	①	
補助脚		作動状態	○		○	○	①	①		
		内外筒の損傷			○	○	①	①		
		取り付け部のゆるみおよび損傷				○	①	①		
		回転部および摺動部の摩耗				○	①	①		
ドーリー・ドローバ	ターン・テーブル	作動状態			○	○	①	①		フル・トレーラのみ 連結状態
		亀裂、損傷および変形			○	○	①	①	①	
		取り付けボルトのゆるみ			○	○	①	①	①	
	アンチ・ジャック・ナイフ装置	作動状態			○	○	①	①	①	
		配管のエア漏れおよび油漏れ			○	○	①	①	①	
		ディスク・プレートの汚れ			○	○	①	①	①	
		オイル・リザーバ・タンクの液量			○	○	①	①	①	
		ブースタの機能				○	①	①	①	
		ブレーキ・ライニングの摩耗			○	○	①	①	①	
		ブレーキ・ヘッドの機能				○	①	①	①	
	ドローバ	作動状態			○	○	①	①		
		フレームの亀裂、損傷および変形			○	○	①	①	①	
		ドローバ・ピン・ナットのゆるみ				○	①	①	①	
		ドローバ・ピン・ブッシュの摩耗			○	○	①	①	①	
	ドローバ・サポート	作動状態			○	○	①	①		
		サポート・スプリングの損傷			○	○	①	①	①	
スペア・タイヤ		取り付け状態	○				①	①	①	
車軸自動昇降装置		エア漏れ	◇		○	○	①	①	①	
		アーム・ゴムクッションの摩耗			○	○	①	①	①	
		ベローズの損傷		◇	○	○	①	①	①	車軸自動昇降装置付車のみ
		取り付け部および連結部のゆるみ並びに損傷			○	○	①	①	①	

■ 定期交換部品

・定期交換部品とは、トレーラの安全を確保する上から、走行や時間の経過に伴って摩耗・劣化する部品のうち、通常の点検ではその摩耗・劣化度合いが判定困難なものや、その後の保安を確保し得る期間が予測しにくいものを対象としたものであり、従って交換にあたっては、指定する時期（期間、走行キロ）などを参考としてください。
なお、摩耗限度については、点検整備項目の点検・手入れについてを参照ください。

定期交換部品項目		点検整備	周知方法		備考
		年毎交換単位：年	交換時期	交換方法	
制動装置	ブレーキ・チャンバのダイヤフラムおよびゴム部品	2	①	②	サービスブレーキ側のみ
	ブレーキ・チャンバのスプリング・チャンバ部	3	①	②	非分解のため本体を交換する
	ブレーキ・ホース	2	①	②	
	エア・ブレーキ・ホース・カップリングのパッキン類	1	①	②	
	リレー・エマージェンシ・バルブのゴム部品	1	①	②	
	ブレーキ用機器のゴム部品およびパッキン類	1	①	②	
走行装置	ホイール・ハブ・ベアリングのオイル・シール	1	②	②	
	ハブ・キャップ・シール	1	②	②	
緩衝装置	リーフ・サスペンション車のエコライザのゴムおよびメタル・ブッシュ	2	②	②	リーフ・サスペンション車のみ
	リーフ・サスペンション車のラジアス・ロッドのゴム・ブッシュ	2	②	②	
	エア・サスペンション車のベローズ	3	②	②	エア・サスペンション車のみ
	エア・サスペンション車のアームのゴム・ブッシュ	2	②	②	

■ 激しい使われ方をした場合（シビアコンディション）

・本書の点検整備方式には、走行距離が多い、未舗装路での運行が多い等、厳しい条件（シビアコンディション）で使用された車両は、法定点検に加え、定期的な点検および交換すべき内容を指定しています。

・車両の使い方、普段走行している場所を把握し、またハブオドメーターやトラクターの走行距離計、日報などにより走行距離を確認し、シビアコンディションかどうかを判定し、該当車両については、本書の指定に従ってください。

1）シビアコンディションの判定

悪路（凹凸路、砂利道、雪道、未舗装路等）	走行距離の30％以上が次の条件に該当する場合 ・運転者が体に衝撃（突き上げ感）を感じる荒れた路面 ・車体が左右に振られる荒れた路面
走行距離が多い	走行距離が多い場合　（目安）10,000km以上/月
山道、登り降りの頻繁な走行	走行距離の30％以上が次の条件に該当する場合 ・登り降りが多く、ブレーキの使用回数が多い場合 ・車体が左右に振られることが多い場合
けん引自動車の駐車ブレーキの多用	渋滞、荷役待ち等で駐停車の回数が多く、けん引自動車の駐車ブレーキを多用（20回前後/日）する場合

2）シビアコンディション点検の設定
定期点検内容のうち、シビアコンディションにより、車両への負担度合が大きく影響する内容を、弊社が指定する時期に繰り上げて実施する。

（1）1月ごとのシビアコンディション点検内容

	点検箇所および点検内容	メーカー指定シビアコンディション点検時期	法定点検時期（ ）内はメーカー指定
1	駐車ブレーキ機構：引きしろ	1月	3月
2	ホースおよびパイプ：漏れ、損傷および取り付け状態	1月	3月
3	ブレーキ・ チャンバ：ロッドのストローク	1月	3月
4	ブレーキ・ドラム：ドラムとライニングとの隙間	1月	3月
5	ブレーキ・シュー：シューの摺動部分およびライニングの摩耗（距離項目）	1月	3月（注）
6	ブレーキ・ディスク：ディスクとパッドの隙間（距離項目）	1月	3月（注）
7	ブレーキ・ディスク：パッドの摩耗（距離項目）	1月	3月（注）
8	オートマチックスラックアジャスタ：機能	1月	（3月）
9	ホイール：ホイール・ナットおよびホイール・ボルトのゆるみ	1月	3月
10	ホイール：ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの損傷	1月	12月
11	ホイール：リム、サイド・リングおよびディスク・ホイールの損傷	1月	12月（3月）
12	リーフ・サスペンション：スプリングの損傷	1月	3月
13	エア・サスペンション：ベローズの損傷（距離項目）	1月	3月（注）
14	車軸自動昇降装置：ベローズの損傷	1月	（3月）
15	その他：シャーシの各部の給油脂状態	1月	3月

注：走行距離が3月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目（2回連続しての省略はできない）

(2) 3月ごとのシビアコンディション点検内容

	点検箇所および点検内容	メーカー指定 シビアコンディション 点検時期	法定点検時期 （ ）内はメーカー指定
1	ブレーキチャンバ：機能	3月	12月
2	ブレーキ・カム：摩耗	3月	12月
3	ブレーキ・カム・シャフト：摩耗および損傷	3月	(12月)
4	ブレーキ・ドラム：ドラムの摩耗および損傷	3月	12月
5	ブレーキ・ディスク：ディスクの摩耗および損傷	3月	12月
6	ホイール：ホイール・ベアリングのガタ	3月	12月

(3) シビアコンディション交換部品の設定

	メーカー指定定期交換部品	シビアコンディション交換時期
1	ブレーキ・チャンバのダイヤフラムおよびゴム部品	1年
2	ブレーキ・ホース	1年
3	エア・ブレーキ・ホース・カップリングのパッキン類	1年
4	ブレーキ用機器のゴム部品およびパッキン類	1年
5	リレー・エマージェンシ・バルブのゴム部品	1年
6	ホイール・ハブ・ベアリングのオイル・シール	1年
7	ハブ・キャップ・シール	1年
8	ブレーキ・チャンバのスプリング・チャンバ部	2年
9	リーフ・サスペンション車のラジアス・ロッドのゴム・ブッシュ	1年
10	リーフ・サスペンション車のエコライザのゴムおよび メタル・ブッシュ	1年
11	エア・サスペンション車のベローズ	2年
12	エア・サスペンション車のアームのゴム・ブッシュ	1年

■ 長年使用し続けた場合

・本書の点検整備方式には、長年使用し続けた被けん引自動車（長年使用し続けたとは、使用開始から5年以上経過したことをいう）の点検内容、点検整備時期についても指定しています。

	点検箇所および点検内容	メーカー指定 点検時期	法定点検時期
1	アクスル：スピンドルの亀裂および損傷	12月	
2	ホイール：ハブの亀裂、損傷および変形	12月	
3	ホイール：ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの損傷	3月	12月

■ 点検整備項目の点検・手入れについて　セミトレーラ編

ここでは、セミトレーラの点検･手入れと、定期交換部品並びに摩耗限度についてまとめています。

	点検整備項目	点検の方法	判定基準	整備の実施方法
制動装置	ブレーキ･ペダル ブレーキの効き具合	けん引車と連結し、低速（5～10km/h）で走行し、ブレーキ･ペダルを踏み、ブレーキの効き具合を点検 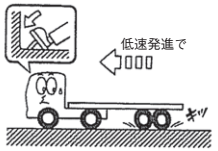 トラクタ側の駐車ブレーキを解除して、低速発進をしてトレーラ側のブレーキが正常に作動することを確かめてください	ブレーキの効き具合は十分であり、また、片効きしていないこと	ブレーキの調整 ドラムとライニングの隙間 ライニングの摩耗 ドラムの摩耗 リレー･バルブの機能 ブレーキ･ホース、パイプからのエア漏れ ブレーキ･チャンバ･ロッドのストローク ブレーキ･チャンバの機能
	駐車ブレーキ･レバー 引きしろ	操作力50kg時の引きしろを点検 駐車ブレーキを戻した状態から約50kgの操作力で静かに操作し、引きしろが多すぎたり少なすぎたりしないかを点検	引きしろ基準値〔80～130mm〕 機械式（ネジ式）駐車ブレーキの操作ハンドルをまわし力いっぱい締めた時の引きしろが80～130mm以内にあること 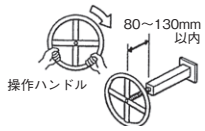 	ワイヤのゆるみ調整 ネジシャフトの錆付き、破損点検 ライニング摩耗量点検 ドラムとライニングの隙間調整 〔基準：0.4～0.6mm〕 ※サービス工場で調整
	駐車ブレーキの効き具合	乾燥した坂路（下り坂）で駐車ブレーキをいっぱいに引いた時、その場に停止保持できるか点検 周囲の交通状況に十分注意し、交通量の少ない坂路をえらんで、行ってください	坂路で停止保持できること	修理、調整
	ロッドおよびケーブル類 ゆるみ、ガタおよび 損傷	ロッドおよびケーブル類にゆるみ、ガタおよび損傷がないか点検	ゆるみ、ガタおよび損傷がないこと	ゆるみについては、増し締め等整備 ガタおよび損傷については、修正または新品に交換
	ホースおよびパイプ 漏れ、損傷および 取り付け状態	ホースおよびパイプが他部と接触していないか、固定用のクリップなどが緩んでいないか、また、傷･エア漏れなどがないか点検 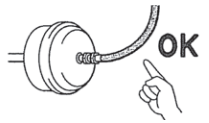 	他部と接触していないこと クリップなどで確実に固定されていること 傷･エア漏れなどがないこと 《定期交換部品》 部品名：ブレーキ･ホース部　交換周期：2年ごと	修理、調整または新品に交換
	ブレーキ･チャンバ ロッドのストローク	ロッドのストローク（=A－B）を直尺などで点検 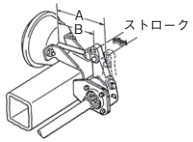 	ロッドのストロークは BPW軸：15～20mm	チャンバ端面からピン中心までの長さが下記になるよう調整 BPW軸：227mm（110mm） ※（ ）内はエアサス 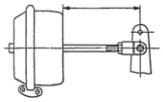

点検整備項目		点検の方法	判定基準	整備の実施方法
制動装置	ブレーキ・チャンバ 機能	ブレーキ・チャンバの機能に異常がないか点検	ブレーキ・チャンバの機能に異常がないこと **《定期交換部品》** 部品名：ダイヤフラムおよびゴム部品／交換周期：2年ごと 部品名：スプリング・チャンバ部／交換周期：3年ごと	分解整備
	オートマチック・スラックアジャスタ 機能	調整後のチャンバ・ストロークを直尺などで計測	エア圧0.75MPa以上でブレーキ操作を10回以上した後、チャンバ・ストロークが60mm未満のこと	ストローク：60mm以上は新品に交換
	リレー・エマージェンシ・バルブ 機能	リレー・エマージェンシ・バルブの機能に異常がないか点検	リレー・バルブの機能に異常がないこと **《定期交換部品》** 部品名：リレー・バルブのゴム部品／交換周期：1年ごと	分解整備 ゴム部品、摩耗部品、損傷部品は新品に交換
	エア・ブレーキ・ホース・カップリング 機能	エア・ブレーキ・ホース・カップリングの機能に異常がないか点検	エア・ブレーキ・ホース・カップリングの機能に異常がないこと **《定期交換部品》** 部品名：カップリングのゴム部品／交換周期：1年ごと	分解整備 ゴム部品、摩耗部品、損傷部品は新品に交換
	リレー・バルブ 空気圧力の上がり具合	けん引車と連結し、エンジンをかけて空気圧力の上がり具合が極端に遅いなどの異常がないかを点検	アイドリング回転で空気圧力が0～0.7MPaになるまでの時間 **〔基準：10分以下〕**	分解整備 ゴム部品、摩耗部品、損傷部品は新品に交換
	リレー・バルブ ブレーキ・バルブからの排気音の状態	けん引車と連結し、ブレーキ・ペダルを踏み込んで離した場合に、リレーバルブから排気音に異常がないか点検	ペダルを離した時、リレー・バルブからエアの排気音がして、ブレーキが解放されること	分解整備 ゴム部品、摩耗部品、損傷部品は新品に交換
	駐車ブレーキ スプリング・ブレーキの作動確認	スプリング・ブレーキのコントロール・バルブを操作し、スプリング・ブレーキの作動を確認 エア圧力により駐車ブレーキを効かせたり解除したりします コントロール・バルブのつまみを引くと作動し、押すと解除します この時コントロール・バルブからの排気音に異常がないかを確認してください トレーラのエアタンク内のエア圧力を0.65～0.8MPaにしてから使用してください 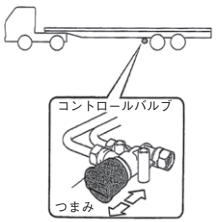 引：作動　押：解除	コントロール・バルブを操作した時、排気音がしてスプリング・ブレーキが作動すること	スプリング・ブレーキ・チャンバ、ホースおよびパイプ、コントロール・バルブを整備、修理 または新品に交換
	分離・ブレーキ エマージェンシ・ブレーキの作動確認	エマージェンシ・ラインのブレーキ・ホース・連結器を分離することにより、エマージェンシ・ブレーキの作動を確認	エマージェンシ・ラインのブレーキ・ホース・連結器を分離することにより、エマージェンシ・ブレーキが作動すること	リレー・エマージェンシ・バルブを分解整備 または新品に交換
	ホース ジャンパ・ホースの損傷	ジャンパ・ホースに損傷がないか点検	損傷がないこと	新品に交換

点検整備項目		点検の方法	判定基準	整備の実施方法
制動装置	ABS装置 警告灯の作動確認	電源投入時、警告灯が点灯し、3～5秒後または10km/hを超えた速度時、警告灯が消灯することを確認	電源投入時点灯し、10km/hを超えた速度時消灯する	ABSチェッカまたはABSコンピュータの自己診断機能を使用して、不良部位を確認し、不良部品を新品に交換
	ABS装置 部品の機能確認	ABSチェッカまたはABSコンピュータの自己診断機能により各部品の機能を確認する	各部品の機能が正常であること	異常部品を新品に交換
	ABS装置 車輪速センサの作動確認	ABSチェッカまたはABSコンピュータの自己診断機能により車輪速センサの作動を確認する	車輪速センサが作動すること	車輪速センサとセンサリングとの間隔を調整 **〔基準値：0～0.5mm〕** または新品に交換
	ABS装置 モジュレータの作動確認	ABSチェッカまたはABSコンピュータの自己診断機能によりモジュレータの作動を確認する	モジュレータが作動すること	配管、配線、接続部を整備 または新品に交換
	ABS装置 電気配線接続部のゆるみおよび損傷	電気配線接続部にゆるみおよび損傷がないか点検	ゆるみおよび損傷がないこと	ゆるみについては、増し締めなど整備 損傷については、修理または新品に交換
走行装置	車軸 スピンドル部の摩耗点検	下図①、②の摩耗、傷を点検 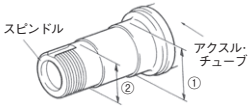 	摩耗、傷付きがないこと **〔摩耗限度〕BPW軸** **メーカーにお問い合わせください。**	新品に交換
	車軸 スピンドル部、アクスル部溶接の亀裂点検	下図点検箇所のカラーチェックを実施 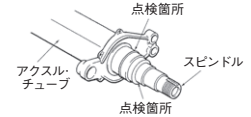 	亀裂がないこと	新品に交換
	車軸 ハブ部の亀裂点検	下図点検箇所のカラーチェックを実施 	亀裂がないこと	新品に交換
	車軸 ハブキャップのゆるみ （3月ごと点検項目）	ハブキャップにゆるみがないか、増し締め方向にハブキャップレンチをまわし、増し締め点検	ハブキャップがゆるんでいないこと	規定締め付けトルク **〔800N・m〕** ネジ部に耐熱グリースECO-LiPlusを塗布すること
	ブレーキ・カム 摩耗	カムシャフト外径およびブッシング内径をノギスまたはマイクロメーターで点検	摩耗限度以上であること **〔摩耗限度〕BPW軸** 部位：カムシャフト（カム側）／摩耗限度（mm）：41.0／新品寸法（mm）：41.8 部位：カムシャフト（スラックアジャスタ側）／摩耗限度（mm）：41.2／新品寸法（mm）：42.0 部位：カムシャフトブッシュ／摩耗限度（mm）：42.8／新品寸法（mm）：42.0	摩耗限度以上の場合、新品に交換
	ブレーキ・ドラムおよびブレーキ・シュー ドラムとライニングの隙間	ドラムとライニングの隙間を点検穴からシックネスゲージをライニング全幅にわたって差し込み点検	隙間は標準値内にあること **〔基準：0.4～0.6mm〕**	標準隙間を超えている場合、隙間の調整を行う または、ライニングを新品に交換

<table>
<tr><th colspan="2">点検整備項目</th><th>点検の方法</th><th>判定基準</th><th>整備の実施方法</th></tr>
<tr><td rowspan="8">走行装置</td><td>シューの摺動部分およびライニングの摩耗</td><td>シューの摺動部分（アンカーピン外径およびシュービン穴内径）およびライニング残りしろを点検</td><td>摩耗限度以上であること
〔摩耗限度〕BPW軸
部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm)
アンカーピン外径 / 31.2 / 32.0
シュービン穴内径 / − / −
ブレーキライニング / 5.0 / 16.0</td><td>摩耗限度以上のアンカーピンおよびブレーキシューを新品に交換</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ブレーキ・ドラムの摩耗および損傷</td><td>ドラムの内径を点検</td><td>内径摩耗限度以下であること
〔摩耗限度〕BPW軸
部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm)
ブレーキドラム内径 / φ425 / φ420</td><td>限度以上のものは交換</td></tr>
<tr><td>条痕、偏摩耗、損傷がないか点検</td><td>条痕、偏摩耗、損傷なきこと</td><td>要整備のものは内径研削修正または交換</td></tr>
<tr><td>バック・プレートの状態</td><td>バック・プレートに異常がないか点検</td><td>バック・プレートに異常がないこと</td><td>修理、調整または新品に交換</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ディスク・プレートの摩耗および損傷</td><td>ディスク・プレートの板厚を点検</td><td>板厚摩耗限度以上であること
〔摩耗限度〕BPW軸
部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm)
ディスク・プレート板厚 / 37.0 / 45.0</td><td>限度以下のものは交換</td></tr>
<tr><td>条痕、偏摩耗、損傷がないか点検</td><td>条痕、偏摩耗、損傷なきこと</td><td>要整備のものは表面研削修正または交換</td></tr>
<tr><td>ディスク・パッドの摩耗</td><td>パッド残りしろを点検</td><td>摩耗限度以上であること
〔摩耗限度〕BPW軸
部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm)
ディスク・パッド厚 / 2.0 / 21.0</td><td>限度以下のものは交換</td></tr>
<tr><td>タイヤの空気圧</td><td>タイヤゲージによりタイヤ空気圧が適正かどうか点検
内側のタイヤ、スペアタイヤについても点検
タイヤが冷えた状態で行うこと
 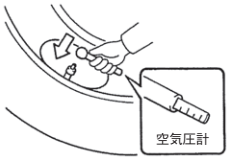 </td><td>タイヤ適正空気圧であること
〔タイヤ適正空気圧〕
タイヤ / 適正空気圧 kPa / (kgf/cm²)
11R22.5-14PR / 700 / 7.00
235/70R17.5 127/125J / 750 / 7.50
215/70R17.5 123/121J / 775 / 7.75
11R22.5-16PR / 800 / 8.00
11/70R22.5-14PR / 800 / 8.00
235/70R17.5 136/134J / 850 / 8.50
245/70R19.5 136/134J / 850 / 8.50
385/65R22.5 160J / 875 / 8.75
265/60R22.5 143/140J / 900 / 9.00
235/70R22.5 138/135J / 900 / 9.00
275/70R22.5 148/145J / 900 / 9.00
275/80R22.5 151/148J / 900 / 9.00</td><td>適正空気圧に調整</td></tr>
<tr><td>タイヤの亀裂および損傷</td><td>タイヤの接地面や側面にむしれ、亀裂などの損傷がないか、釘や金属片などが刺さっていないか、複輪間に石などが噛み込んでいないかを点検
 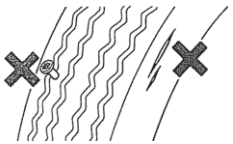 </td><td>亀裂および損傷がなく、金属片、石などの異物がないこと</td><td>修理または新品のタイヤに交換</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">点検整備項目</th><th>点検の方法</th><th>判定基準</th><th>整備の実施方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">走行装置</td><td rowspan="2">タイヤの溝の深さおよび異常な摩耗</td><td>タイヤの溝が十分に残っているかを確認
 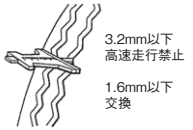 </td><td>溝深さ限度以上であること
〔溝深さ限度〕
走行路 / 溝深さ限度(mm)
一般路 / 1.6
高速道路 / 3.2</td><td>残り溝が3.2mm以下になったら高速走行（80km/h）には使用できません
更に1.6mmになったら新品のタイヤに交換</td></tr>
<tr><td>タイヤの接地面に異常な摩耗がないかを点検
 </td><td>異常な摩耗がないこと</td><td>整備工場で点検
タイヤローテーションを実施または新品のタイヤに交換</td></tr>
<tr><td>ホイール・ナットおよびホイール・ボルトのゆるみ</td><td>ホイール・ナットにゆるみがないか、増し締め方向にホイール・ナット・レンチをまわし、増し締め点検</td><td>ホイール・ナットがゆるんでいないこと</td><td>対角締めの締め付け順に2〜3回に分けて規定締め付けトルクでホイール・ナットを締め付け
 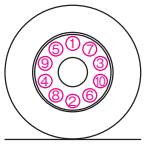
規定締め付けトルク：BPW軸
〔鉄ホイール：
600〜660N・m〕
〔アルミホイール：
600〜660N・m〕
 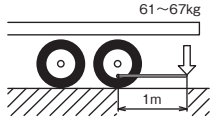
61kg×1m≒600N・m
67kg×1m≒660N・m</td></tr>
<tr><td>リム、サイド・リングおよびホイール・ディスクの損傷</td><td>リム、サイド・リングおよびホイール・ディスクに亀裂、変形など損傷がないかを点検</td><td>損傷がないこと</td><td>修理あるいは新品に交換</td></tr>
<tr><td>ホイール・ベアリングのガタ</td><td>タイヤが地面から少し浮き上がるくらいまでジャッキアップし、ガタがないか点検
ジャムナットがゆるんでいないか点検
ホイール・ベアリングのアウターレールおよびローラーに著しい摩耗、錆または傷がないか
スムーズに回転するか点検</td><td>ホイール・ベアリングにガタがないこと
《定期交換部品》
部品名 / 交換周期
ホイール・ベアリング・オイル・シール / 1年ごと</td><td>分解修理または新品に交換</td></tr>
<tr><td>緩衝装置</td><td>リーフ・サスペンションスプリングの損傷</td><td>リーフスプリングに折損など損傷がないか点検</td><td>損傷がないこと</td><td>損傷あるものは新品に交換</td></tr>
</table>

	点検整備項目	点検の方法	判定基準	整備の実施方法
緩衝装置	スプリング取り付け部のゆるみおよび損傷 ブラケット部を除くスプリング取り付け部のゆるみおよび損傷 ブラケットの取り付けのゆるみおよび損傷	センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルトおよびナットに損傷もしくは脱落またはゆるみがないか点検 ブラケットに損傷がないか、取り付け部にゆるみがないか点検	ゆるみおよび損傷がないこと	ゆるみについては、増し締めなど整備 損傷については、新品に交換 〔Uボルトのトルク管理：490N・m〕
	スプリングの連結部のガタ	スプリングの連結部にガタがないか点検	ガタがないこと	分解修理または新品に交換
	リーフのずれ	リーフ・スプリングにずれがないか点検	ずれがないこと	分解修理または新品に交換
	ロッカーアーム・ピン・ブッシュの摩耗	（タイヤが地面より少し浮く程度に）車軸をジャッキアップして、ロッカーアームにガタがないか点検 ガタがある場合は、分解してピンとブッシュに異常な摩耗や変形がないか点検	ピンとブッシュにガタがないこと ピンとブッシュに異常な摩耗や変形がないこと ピンは摩耗限度以上であること ブッシュは摩耗限度以下であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) ロッカーアーム・ピン外径 / φ47 / φ48 ロッカーアーム・ブッシュ内径 / φ49 / φ48 《定期交換部品》 部品名：ロッカーアーム・ブッシュ / 交換周期：2年ごと	限度外のものは新品に交換
	ラジアスロッド・ピン・ブッシュの摩耗	（タイヤが地面より少し浮く程度に）車軸をジャッキアップして、ラジアスロッドにガタがないか点検 ガタがある場合は、分解してピンとブッシュに異常な摩耗や変形がないか点検	ピンとブッシュにガタがないこと ピンとブッシュに異常な摩耗や変形がないこと ピンは摩耗限度以上であること ブッシュは摩耗限度以下であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) ラジアスロッド・ピン外径 / φ26 / φ27 ラジアスロッド・ピン・ブッシュ内径 / φ28.5 / φ27.5 《定期交換部品》 部品名：ラジアスロッド・ピン・ブッシュ / 交換周期：2年ごと	限度外のものは新品に交換
	エア・サスペンション エア漏れ	エアパイプ、エアスプリング用エアタンク、サージタンク、エアスプリングなどからのエア漏れがなく、また、エアの充填状態に異常がないか点検	エア漏れがないこと	コネクタを増し締めまたはエアパイプ、エアタンクなどを新品と交換
	エア・サスペンション ベローズの損傷	ベローズに損傷がないか点検 ベローズ下部に砂・石などの噛み込みの有無を点検	損傷がなく、噛み込みもないこと 《定期交換部品》 部品名：エア・サスペンション・ベローズ / 交換周期：3年ごと	損傷ある場合は、新品に交換
	エア・サスペンション ベローズ取り付け部および連結部のゆるみおよび損傷	ベローズの取り付け部および連結部にゆるみや損傷がないか点検	ゆるみおよび損傷がないこと	ゆるみについては、増し締めなど整備 損傷については、新品に交換

	点検整備項目	点検の方法	判定基準	整備の実施方法
緩衝装置	エア・サスペンション 標準車高	標準高さかどうか点検 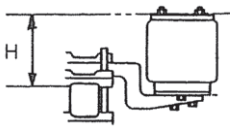	標準高さ　〔H寸法±1mm〕 エアサス仕様 / H寸法 正サス仕様 / 309mm 逆サス仕様 / 190mm	標準高さになるよう調整
	エア・サスペンション レベリング・バルブの機能	荷を積んだ瞬間、一時的に荷台が下がり、数秒後に空車状態とほぼ同じ高さに戻るかレベリング・バルブの機能を点検	荷台がほぼ空車状態と同じに戻ること	点検、調整または新品に交換
	エア・サスペンション ショック・アブソーバの油漏れおよび損傷	ショック・アブソーバに油漏れおよび損傷がないか点検	油漏れおよび損傷がないこと	分解修理または新品に交換
	エア・サスペンション トレーリング・アーム・ブッシュの摩耗	トレーリング・アーム・ブッシュの内径を点検	摩耗限度以下であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) トレーリング・アーム・ブッシュ内径 / φ31 / φ30 《定期交換部品》 部品名：トレーリング・アーム・ブッシュ / 交換周期：2年ごと	限度以上のものは新品に交換
	エア・サスペンション ピボット・ピンの摩耗	ピボット・ピンの外径を点検	摩耗限度以上であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) ピボット・ピン外径 / φ29 / φ30	限度以下のものは新品に交換
	エア・サスペンション ピボット・ピンのゆるみ	ピボット・ピンにゆるみがないか点検	ピボット・ピンにゆるみがないこと	規定締め付けトルク 〔900N・m〕
	エア・サスペンション Uボルトのゆるみ	Uボルトにゆるみがないか点検	Uボルトにゆるみがないこと	規定締め付けトルク 〔600～650N・m〕
電気装置	電気配線 接続部のゆるみおよび損傷	電気配線接続部にゆるみおよび損傷がないか点検	ゆるみおよび損傷がないこと	ゆるみについては、増し締めなど整備 損傷については、新品に交換
	電気配線 灯火装置および方向指示器の点灯 または点滅具合	各灯火装置のスイッチをON位置にした時に灯火装置および方向指示器が点灯または点滅するか点検	正常に点灯または点滅すること 方向指示器の点滅回数 〔1分間に60～120回〕	電球または灯火装置、方向指示器を新品に交換
	電気配線 汚れおよび損傷	灯火装置および方向指示器のレンズに汚れや割れなどの損傷がないか点検 ・灯火器、標識用反射器に汚れ、損傷等の異常がないか点検してください 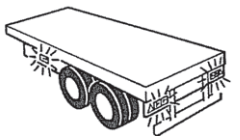	汚れおよび損傷がないこと	汚れについては、清掃 損傷については、新品に交換 ・汚れているものはキレイに清掃してください。損傷のあるものは取り替えてください

	点検整備項目	点検の方法	判定基準	整備の実施方法
車体および車枠	車枠および車体 ゆるみおよび損傷	物品積載装置にゆるみおよび損傷がないか点検 巻込防止装置にゆるみおよび損傷がないか点検 突入防止装置にゆるみおよび損傷がないか点検	ゆるみおよび損傷がないこと	ゆるみについては、増し締めなど整備 損傷については、修理または新品に交換
	連結装置 カプラの機能および損傷	カプラの機能に異常がないか点検 カプラに損傷がないか点検	機能に異常がなく、損傷がないこと	機能に異常がある場合、カプラを脱着し分解整備 不良部品（傷付き、亀裂、摩耗部品）は、新品に交換 損傷部品は、新品に交換
	連結装置 キング･ピンの摩耗	キング･ピン外径を点検 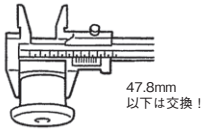 	摩耗限度以上であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) キング･ピン外径 / 47.8 / 50.8	一部でも47.8mm以下の場合は新品に交換 万一、損傷または直径が47.8mm以下に摩耗している部分がある場合は、走行中に折れて重大事故につながるおそれがありますので運行を中止して、当社の指定サービス工場でキングピンを取り替えてください
	連結装置 キング･ピンの亀裂および損傷	キング･ピンに亀裂および損傷がないか点検 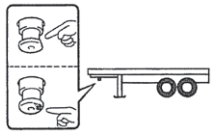	亀裂および損傷がないこと	亀裂および損傷があるものは新品に交換
	連結装置 ピントル･フックおよびルネット･アイの損傷	ピントル･フックおよびルネット･アイに損傷や亀裂がないか点検	損傷や亀裂がないこと	損傷や亀裂があるものは新品に交換
	補助脚 作動	補助脚ハンドルを回転させることにより、補助脚が作動するか点検	補助脚が作動すること	補助脚分解整備 不良部品交換
	補助脚 取り付け部のゆるみ	取り付け部にゆるみがないか点検	ゆるみがないこと	増し締め整備
その他	運行において異常が認められた箇所	前日または前回の運行中に異常を認めた箇所について、異常がなく、運行に支障がないか点検	異常がなく、運行に支障がないこと	異常箇所を整備 運転者で整備できない時はサービス工場で整備
	シャシ各部の給油脂状態	シャシ各部の給油脂状態を点検	給油脂状態が適正であること	給油、給脂
	エア･コンプレッサ エア･タンクの凝水	エアタンク底部のドレンコックを引いて、タンク内に水がたまっていないか点検 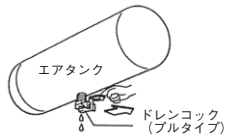 	タンク内に水がたまっていないこと 但し、ドレンコックを引いた時、少量に水が出るのは異常ではない	トラクタに装着されているエアドライヤの分解整備またはエアドライヤ内の乾燥剤を交換

■ 点検整備項目の点検・手入れについて　フルトレーラ編

ここでは、フルトレーラの点検･手入れと、定期交換部品並びに摩耗限度についてまとめています。

	点検整備項目	点検の方法	判定基準	整備の実施方法
ドーリ・ドローバ	ターン･テーブルの作動状態	けん引車と連結し、ステアリングをいっぱいに切った状態で緩やかに走行させ、ターン･テーブルの回転状態を点検 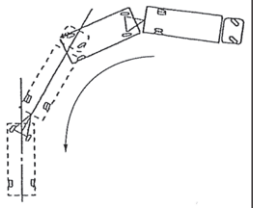	回転作動状態に異常がないこと	異常がある場合は、分解整備
		けん引車と連結し、フルトレーラの駐車ブレーキを作動させた状態でけん引車を前後に動かし、ターン･テーブルのベアリングにガタがないかを点検 AJK装置 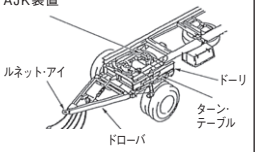 	ベアリングにガタがないこと	ガタがある場合は、修正
	ターン･テーブルの亀裂、損傷および変形	ターン･テーブルに亀裂、損傷および変形がないか点検	亀裂、損傷および変形がないこと	亀裂、損傷がある場合は、修正または新品に交換
	ターン･テーブルの取り付けボルトのゆるみ	ゆるみがないか確認 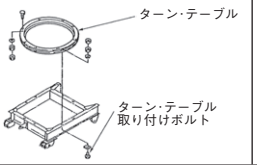 	ゆるみがないこと	ゆるみがある場合は、規定トルクで締め付け（ハードロックナット） 〔下ナット：172N･m〕 〔上ナット：70～100N･m〕
	アンチ･ジャック･ナイフ装置（AJK装置）作動状態	けん引車と連結し、AJK装置を作動させ、作動時と解除時の状態を確認 ドーリとトレーラの角度を約30°にし、AJK装置を作動させ、けん引車を後退させた時、AJK装置が滑らないことを確認 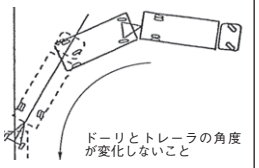 	AJK装置が作動すること	AJK装置が作動しない場合は、修理 ※サービス工場で実施

点検整備項目		点検の方法	判定基準	整備の実施方法
リア・ドローバ	AJK装置 配管のエア漏れおよび油漏れ	配管および接合部に漏れがないか確認	配管および接合部に漏れがないこと	漏れがある場合は、交換および締め付け
	AJK装置 ディスク・プレートの汚れ	ディスク・プレートに異物、油脂など付着していないか確認 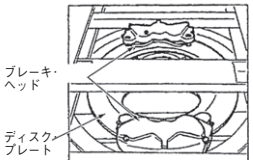	ディスク・プレートに異物、油脂などが付着していないこと	異物、油脂などの付着がある場合は、清掃
	AJK装置 ディスク・プレートの摩耗および損傷	ディスク・プレートの板厚を点検	摩耗限度以上であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) ディスク・プレート板厚 / 9.5 / 11.5	摩耗限度以下の場合、新品に交換
		条痕、偏摩耗、損傷がないか点検	条痕、偏摩耗、損傷なきこと	要整備のものは表面研削修正または交換
	AJK装置 オイル・リザーバ・タンクの作動液量	オイル・リザーバ・タンク内の作動液量が規定の範囲にあるか確認 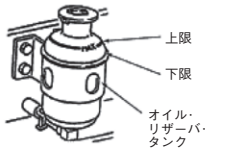 AJK装置が作動していない時、オイル・リザーバ・タンクの液量は、上限（MAXマーク）と下限の間にあること	オイル・リザーバ・タンク内の作動液量が規定の範囲にあること	作動液が不足している場合は、規定範囲まで補充 作動液が超過している場合は、規定範囲まで抜き取り
	AJK装置 ブースタの機能	AJK装置作動時にブースタが機能していることを確認	AJK装置作動時にブースタが機能していること	
	AJK装置 ブレーキ・ライニングの摩耗	ライニング残りしろを点検 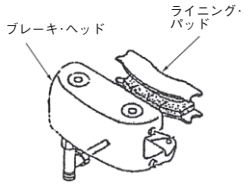	摩耗限度以上であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) ブレーキ・ライニング / 3.2 / 16.0	摩耗限度以下の場合、新品に交換

点検整備項目		点検の方法	判定基準	整備の実施方法
リア・ドローバ	AJK装置 ブレーキ・ヘッドの機能	けん引車と連結し、AJK装置の作動状態などに異常がないか点検	AJK装置の作動状態などに異常がないこと	異常がある場合は、調整または整備 ※サービス工場で実施
		（ブレーキヘッドを分解する場合）シリンダ内面およびピストンなどに錆、異物の付着、傷などの異常がないか点検 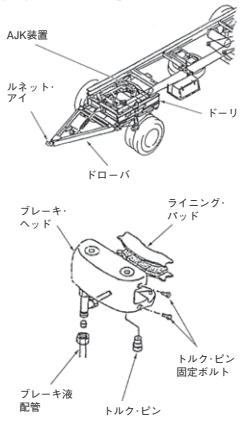	シリンダ内面およびピストンなどに錆、異物の付着、傷などの異常がないこと	異常がある場合は、清掃、修正または新品に交換
	ドローバ・フレームの亀裂、損傷および変形	ドローバ・フレームに亀裂、損傷および変形がないか、また、各溶接部に亀裂、損傷などがないか点検	ドローバ・フレームに亀裂、損傷および変形がないこと、また、各溶接部に亀裂、損傷などがないこと	亀裂、損傷および変形がある場合は、修正
	ドローバ・ピン・ナットのゆるみ	ドローバ・ピン・ナットにゆるみがないか点検 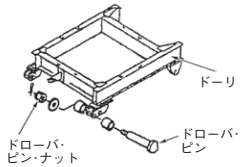	ドローバ・ピン・ナットにゆるみがないこと	ゆるみがある場合は、規定トルクで締め付け 規定締め付けトルク 〔250N・m〕
	ドローバ・ピン・ブッシュの摩耗	ドローバ先端を揺するなどして、ドローバ・ピンとブッシュに、ガタなどがないか点検 ガタなどがある場合は分解して、ピンとブッシュに異常な摩耗や変形などないか点検 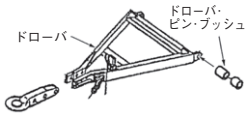	ピンやブッシュにガタなどがないこと ピンやブッシュに異常な摩耗がないこと ピンは摩耗限度以上であること ブッシュは摩耗限度以下であること 〔摩耗限度〕 部位 / 摩耗限度(mm) / 新品寸法(mm) ドローバ・ピン外径 / φ47 / φ48 ドローバ・ピン・ブッシュ内径 / φ49 / φ48	摩耗限度外のものは、新品に交換

点検整備項目		点検の方法	判定基準	整備の実施方法
ドリードローバ	ドローバ･サポートの作動状態	ドローバ･サポートの機能、操作および作動などに異常がないか、また、装置機器、取り付け状態などに異常な損傷、変形がないか点検 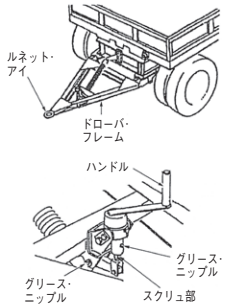 	ドローバ･サポートの機能、操作および作動などに異常がないこと、また、装置機器、取り付け状態などに異常な損傷、変形がないこと	損傷および変形などがある場合は、修正
	ドローバ･サポート･スプリングの損傷	ドローバ･サポート･スプリングの取り付け状態に異常がないか、また、スプリングにへたり、損傷、変形がないか点検 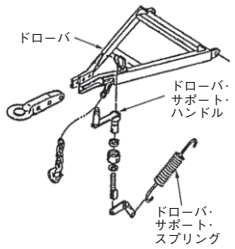 	ドローバ･サポート･スプリングの取り付け状態に異常がないこと、また、スプリングにへたり、損傷、変形がないこと	へたり、損傷および変形などがある場合は、新品に交換
	ルネット･アイの損傷、摩耗	ルネット･アイの取り付け状態に異常がないか、また、ルネット･アイに異常な損傷、変形および摩耗がないか点検 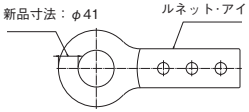 	ルネット･アイの取り付け状態に異常がないこと、また、ルネット･アイに異常な損傷、変形および摩耗がないこと ルネット･アイは摩耗限度以上であること 〔摩耗限度〕 部　位 / 摩耗限度（mm） / 新品寸法（mm） ルネット･アイ径 / 水平方向 φ37 / 垂直方向 φ35 / φ41	取り付け状態に異常がある場合は、修正 摩耗限度以下の場合は、交換

取扱説明書　別添

点検整備方式の手引き

発行　日本トレクス株式会社

平成23年　09月　発行

Q-KZ-M00002-TX

不許複製